

山梨支部の保険料率に変更となります

健康保険料率

令和8年 2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の
9.89%

令和8年 3月分(4月納付分)から
給与・賞与の
9.55%

※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

介護保険料率：40歳～64歳の方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

令和8年 2月分
(3月納付分)まで
給与・賞与の
1.59%

令和8年 3月分
(4月納付分)から
給与・賞与の
1.62%

「子ども・子育て支援金制度」が、令和8年4月分(5月納付分)から始まります。

支援金は、児童手当の拡充など、
子育て支援のために拠出されます。

全国一律で
給与・賞与の **0.23%**

※健康保険料・介護保険料と同様に、基本的に支援金額の半分は企業が負担します。

退職後の健康保険のご案内

任意継続ご加入の手続きは
電子申請でも行えます
(添付書類等はアップロードが必要です)



◎退職後の健康保険には、下表の**3つの方法**があります。比較のうえご選択、お手続きください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が 継続して2か月以上あること ●「健康保険任意継続被保険者資格 取得申出書」を退職日の翌日から 20日以内に必着で提出すること 	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族が加入する 健康保険の扶養要件 を満たすこと ●ご家族の勤務先に お問い合わせください
健康 保険料	退職時の健康保険料の 2倍 (上限あり) 退職時の 標準報酬月額 X お住いの 都道府県 保険料率 ※ 令和8年度の標準報酬月額の上限は32万円	<ul style="list-style-type: none"> ●前年の所得や 世帯人数などに 応じて決定 ●保険料の減免制度 あり 	被扶養者の負担なし

※任意継続保険料は退職時の標準報酬月額をもとに算出されるため、退職後所得がない場合でも国民健康保険料より高額になる場合がございます。



協会けんぽの健診のお知らせ

令和8年4月から、協会けんぽの健診はさらに手厚くなります！

もっと
1

人間ドック健診に対する補助を開始

対象

35歳～74歳の被保険者

補助額

協会けんぽが最高25,000円補助します

内容

一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保険指導も含まれる総合的な健診です。

健診の
選択肢が
増える！



もっと
2

生活習慣病予防健診の対象者を若年者へ拡大

対象

20歳、25歳、30歳の被保険者

自己負担額

最高2,500円

内容

血液検査や尿検査などの一般的な検査に肺のがん検診を加えた若年者用の健診です。

若い世代に
健康と向き合う
機会が広がる！



もっと
3

40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始

対象

一般健診・節目健診を受診する40歳～74歳の偶数年齢の女性被保険者

自己負担額

最高1,390円

内容

問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗しょう症の予防と早期発見を目的とした検診です。

自覚症状がない
骨粗しょう症
早期に発見！



生活習慣病予防健診ご案内・特定健診受診券を送付します！

生活習慣病予防健診ご案内

補助対象

20歳、25歳、30歳、35歳～74歳の被保険者

送付先

補助対象者がいる事業所

送付時期

3月下旬頃



特定健診受診券

送付先

40歳～74歳の扶養家族がいる被保険者様のご自宅

送付時期

4月頃

補助額

基本的な健診：
上限7,150円
詳細な健診付き：
上限10,550円



補助が受けられる健診機関等についての詳細は、協会けんぽ山梨支部のHPでもご覧いただけます。

